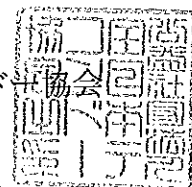


AJAT 発 総務 第009号
平成26年5月28日

福島県テコンドー協会 殿

公益社団法人全日本テコンドー協会



5月17日の「代表者ら」の記者会見に関するお尋ね等

日頃から当協会の活動にご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

既にご存じのことと拝察いたしますが、本年5月17日に、大阪市内におきまして、「8府県協会の代表者ら」(マスコミ報道)が4月23日の当協会の社員総会における公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議が無効であると主張する記者会見を開きました。

この「8府県協会」とは、福島・新潟・大阪・奈良・高知・福岡・宮崎・熊本の本協会とされており、貴協会も含まれますので、次の2点につき、貴協会にお尋ね等をさせていただきます。

1. 4月23日の当協会の公益認定取消申請に係る決議の効力について

公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議は、4月23日の当協会の社員総会において有効に成立したわけですが、貴協会は、当協会の当該決議が無効であると主張されているのでしょうか？

なお、無効であると主張されているのであれば、その根拠の具体的な説明をお願い致します。

2. 貴協会の「代表者ら」の記者会見について

上記の記者会見は貴協会の「代表者ら」によって行われていますが、貴協会は、「代表者ら」が当該記者会見を開くことを承認されたのでしょうか？

なお、承認されたということであれば、それを証する理事会等の議事録の写しをお送り下さい。

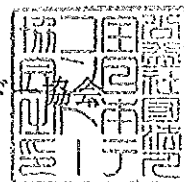
上記のお尋ね等に対するご回答は、6月3日までに文書にてお願い致します。ご回答の期限の延長が必要な場合には、当協会の事務局までご連絡をお願い致します。

以上

AJAT 発 総務 第009号
平成26年5月28日

新潟県テコンドー協会 殿

公益社団法人全日本テコンド



5月17日の「代表者ら」の記者会見に関するお尋ね等

日頃から当協会の活動にご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

既にご存じのことと拝察いたしますが、本年5月17日に、大阪市内におきまして、「8府県協会の代表者ら」（マスコミ報道）が4月23日の当協会の社員総会における公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議が無効であると主張する記者会見を開きました。

この「8府県協会」とは、福島・新潟・大阪・奈良・高知・福岡・宮崎・熊本の本協会とされており、貴協会も含まれますので、次の2点につき、貴協会にお尋ね等をさせていただきます。

1. 4月23日の当協会の公益認定取消申請に係る決議の効力について

公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議は、4月23日の当協会の社員総会において有効に成立したわけですが、貴協会は、当協会の当該決議が無効であると主張されているのでしょうか？

なお、無効であると主張されているのであれば、その根拠の具体的な説明をお願い致します。

2. 貴協会の「代表者ら」の記者会見について

上記の記者会見は貴協会の「代表者ら」によって行われていますが、貴協会は、「代表者ら」が当該記者会見を開くことを承認されたのでしょうか？

なお、承認されたということであれば、それを証する理事会等の議事録の写しをお送り下さい。

上記のお尋ね等に対するご回答は、6月3日までに文書にてお願い致します。ご回答の期限の延長が必要な場合には、当協会の事務局までご連絡をお願い致します。

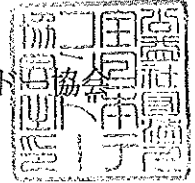
以上

AJAT 発 総務 第009号

平成26年5月28日

大阪府テコンドー協会 殿

公益社団法人全日本テコンドー協会



5月17日の「代表者ら」の記者会見に関するお尋ね等

日頃から当協会の活動にご協力を賜わっておりますことに感謝申し上げます。

既にご存じのことと拝察いたしますが、本年5月17日に、大阪市内におきまして、「8府県協会の代表者ら」(マスコミ報道)が4月23日の当協会の社員総会における公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議が無効であると主張する記者会見を開きました。

この「8府県協会」とは、福島・新潟・大阪・奈良・高知・福岡・宮崎・熊本の本協会とされており、貴協会も含まれますので、次の2点につき、貴協会にお尋ね等をさせていただきます。

1. 4月23日の当協会の公益認定取消申請に係る決議の効力について

公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議は、4月23日の当協会の社員総会において有効に成立したわけですが、貴協会は、当協会の当該決議が無効であると主張されているのでしょうか？

なお、無効であると主張されているのであれば、その根拠の具体的な説明をお願い致します。

2. 貴協会の「代表者ら」の記者会見について

上記の記者会見は貴協会の「代表者ら」によって行われていますが、貴協会は、「代表者ら」が当該記者会見を開くことを承認されたのでしょうか？

なお、承認されたということであれば、それを証する理事会等の議事録の写しをお送り下さい。

上記のお尋ね等に対するご回答は、6月3日までに文書にてお願い致します。

ご回答の期限の延長が必要な場合には、当協会の事務局までご連絡をお願い致します。

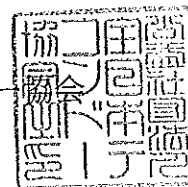
以上

AJAT 発 総務 第009号

平成26年5月28日

奈良県テコンドー協会 殿

公益社団法人全日本テコンドー協会



5月17日の「代表者ら」の記者会見に関するお尋ね等

日頃から当協会の活動にご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

既にご存じのことと拝察いたしますが、本年5月17日に、大阪市内におきまして、「8府県協会の代表者ら」(マスコミ報道)が4月23日の当協会の社員総会における公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議を無効であると主張する記者会見を開きました。

この「8府県協会」とは、福島・新潟・大阪・奈良・高知・福岡・宮崎・熊本の協会とされており、貴協会も含まれますので、次の2点につき、貴協会にお尋ね等をさせていただきます。

1. 4月23日の当協会の公益認定取消申請に係る決議の効力について

公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議は、4月23日の当協会の社員総会において有効に成立したわけですが、貴協会は、当協会の当該決議が無効であると主張されているのでしょうか？

なお、無効であると主張されているのであれば、その根拠の具体的な説明をお願い致します。

2. 貴協会の「代表者ら」の記者会見について

上記の記者会見は貴協会の「代表者ら」によって行われていますが、貴協会は、「代表者ら」が当該記者会見を開くことを承認されたのでしょうか？

なお、承認されたということであれば、それを証する理事会等の議事録の写しをお送り下さい。

上記のお尋ね等に対するご回答は、6月3日までに文書にてお願い致します。ご回答の期限の延長が必要な場合には、当協会の事務局までご連絡をお願い致します。

以上

AJAT 発 総務 第009号

平成26年5月28日

福岡県テコンドー協会 殿

公益社団法人全日本テコンドー協会



5月17日の「代表者ら」の記者会見に関するお尋ね等

日頃から当協会の活動にご協力を賜わっておりますことに感謝申し上げます。

既にご存じのことと拝察いたしますが、本年5月17日に、大阪市内におきまして、「8府県協会の代表者ら」(マスコミ報道)が4月23日の当協会の社員総会における公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議が無効であると主張する記者会見を開きました。

この「8府県協会」とは、福島・新潟・大阪・奈良・高知・福岡・宮崎・熊本
の協会とされており、貴協会も含まれますので、次の2点につき、貴協会
にお尋ね等をさせていただきます。

1. 4月23日の当協会の公益認定取消申請に係る決議の効力について

公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議は、4月23日の当協会の社員総会において有効に成立したわけですが、貴協会は、当協会の当該決議が無効であると主張されているのでしょうか？

なお、無効であると主張されているのであれば、その根拠の具体的な説明をお願い致します。

2. 貴協会の「代表者ら」の記者会見について

上記の記者会見は貴協会の「代表者ら」によって行われていますが、貴協会は、「代表者ら」が当該記者会見を開くことを承認されたのでしょうか？

なお、承認されたということであれば、それを証する理事会等の議事録の写しをお送り下さい。

上記のお尋ね等に対するご回答は、6月3日までに文書にてお願い致します。
ご回答の期限の延長が必要な場合には、当協会の事務局までご連絡をお願い致します。

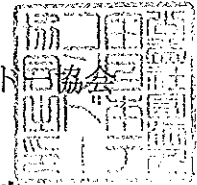
以上

AJAT 発 総務 第009号

平成26年5月28日

宮崎県テコンドー協会 殿

公益社団法人全日本テコンドー協会



5月17日の「代表者ら」の記者会見に関するお尋ね等

日頃から当協会の活動にご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

既にご存じのことと拝察いたしますが、本年5月17日に、大阪市内におきまして、「8府県協会の代表者ら」(マスコミ報道)が4月23日の当協会の社員総会における公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議を無効であると主張する記者会見を開きました。

この「8府県協会」とは、福島・新潟・大阪・奈良・高知・福岡・宮崎・熊本の本協会とされており、貴協会も含まれますので、次の2点につき、貴協会にお尋ね等をさせていただきます。

1. 4月23日の当協会の公益認定取消申請に係る決議の効力について

公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議は、4月23日の当協会の社員総会において有効に成立したわけですが、貴協会は、当協会の当該決議が無効であると主張されているのでしょうか？

なお、無効であると主張されているのであれば、その根拠の具体的な説明をお願い致します。

2. 貴協会の「代表者ら」の記者会見について

上記の記者会見は貴協会の「代表者ら」によって行われていますが、貴協会は、「代表者ら」が当該記者会見を開くことを承認されたのでしょうか？

なお、承認されたということであれば、それを証する理事会等の議事録の写しをお送り下さい。

上記のお尋ね等に対するご回答は、6月3日までに文書にてお願い致します。
ご回答の期限の延長が必要な場合には、当協会の事務局までご連絡をお願い致します。

以上

AJAT 発 総務 第009号

平成26年5月28日

熊本県テコンドー協会 殿

公益社団法人全日本テコンドー協会



5月17日の「代表者ら」の記者会見に関するお尋ね等

日頃から当協会の活動にご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

既にご存じのことと拝察いたしますが、本年5月17日に、大阪市内におきまして、「8府県協会の代表者ら」(マスコミ報道)が4月23日の当協会の社員総会における公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議が無効であると主張する記者会見を開きました。

この「8府県協会」とは、福島・新潟・大阪・奈良・高知・福岡・宮崎・熊本の協会とされており、貴協会も含まれますので、次の2点につき、貴協会にお尋ね等をさせていただきます。

1. 4月23日の当協会の公益認定取消申請に係る決議の効力について

公益認定の取消しの申請を行うことを承認する決議は、4月23日の当協会の社員総会において有効に成立したわけですが、貴協会は、当協会の当該決議が無効であると主張されているのでしょうか？

なお、無効であると主張されているのであれば、その根拠の具体的な説明をお願い致します。

2. 貴協会の「代表者ら」の記者会見について

上記の記者会見は貴協会の「代表者ら」によって行われていますが、貴協会は、「代表者ら」が当該記者会見を開くことを承認されたのでしょうか？

なお、承認されたということであれば、それを証する理事会等の議事録の写しをお送り下さい。

上記のお尋ね等に対するご回答は、6月3日までに文書にてお願い致します。

ご回答の期限の延長が必要な場合には、当協会の事務局までご連絡をお願い致します。

以上